2 介護保健施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の割合	注 医師、管理栄養士、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場合 ※ユニケアに係る減制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注	
													在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【基本型】	要介護1 （ 564 単位）	×97/100	×70/100	×70/100			+30単位				+1日につき+34単位	
			要介護2 （ 643 単位）						+74単位					+1日につき+46単位
			要介護3 （ 704 単位）						+35単位					
			要介護4 （ 744 単位）						+58単位					
			要介護5 （ 783 単位）						+91単位					
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 （ 738 単位）						+74単位					
			要介護2 （ 817 単位）						+91単位					
			要介護3 （ 872 単位）						+57単位					
			要介護4 （ 925 単位）						+89単位					
			要介護5 （ 983 単位）						+77単位					
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【基本型】	要介護1 （ 731 単位）						+91単位				+1日につき+34単位	
			要介護2 （ 810 単位）						+57単位					+1日につき+46単位
			要介護3 （ 865 単位）						+32単位					
			要介護4 （ 917 単位）						+55単位					
			要介護5 （ 974 単位）						+88単位					
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要介護1 （ 913 単位）						+91単位					
			要介護2 （ 992 単位）						+57単位					
			要介護3 （ 1,047 単位）						+32単位					
			要介護4 （ 1,099 単位）						+55単位					
			要介護5 （ 1,157 単位）						+88単位					
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)<従来型個室>【療養型】		要介護1 （ 723 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 804 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 917 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 993 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,087 単位）						+107単位					
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要介護1 （ 850 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 882 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 996 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,071 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,145 単位）						+107単位					
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健><看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要介護1 （ 723 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 799 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 891 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 966 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,040 単位）						+107単位					
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要介護1 （ 800 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 878 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 969 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,043 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,118 単位）						+107単位					
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)<特別介護保健施設サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 724 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 778 単位）						+73単位					
			要介護3 （ 838 単位）						+79単位					
			要介護4 （ 889 単位）						+44単位					
			要介護5 （ 939 単位）						+59単位					
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 735 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 853 単位）						+73単位					
			要介護3 （ 962 単位）						+79単位					
			要介護4 （ 917 単位）						+44単位					
			要介護5 （ 964 単位）						+59単位					
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【基本型】	要介護1 （ 571 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき+24単位	+30単位	1日につき+240単位	1日につき+240単位（週3日を限度）	1日につき+76単位	+1日につき+34単位	
			要介護2 （ 652 単位）						+74単位					+1日につき+46単位
			要介護3 （ 694 単位）						+35単位					
			要介護4 （ 697 単位）						+58単位					
			要介護5 （ 707 単位）						+91単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 （ 727 単位）						+74単位					
			要介護2 （ 806 単位）						+91単位					
			要介護3 （ 859 単位）						+57単位					
			要介護4 （ 914 単位）						+89単位					
			要介護5 （ 1,263 単位）						+107単位					
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ)<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要介護1 （ 717 単位）						+91単位				+1日につき+34単位	
			要介護2 （ 652 単位）						+57単位					+1日につき+46単位
			要介護3 （ 694 単位）						+32単位					
			要介護4 （ 697 単位）						+55単位					
			要介護5 （ 707 単位）						+88単位					
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ)<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要介護1 （ 898 単位）						+91単位					
			要介護2 （ 977 単位）						+57単位					
			要介護3 （ 1,034 単位）						+32単位					
			要介護4 （ 1,087 単位）						+55単位					
			要介護5 （ 1,069 単位）						+88単位					
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室>【療養型】	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 （ 885 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 966 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 1,079 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,155 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,229 単位）						+107単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1 （ 885 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 966 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 1,079 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,155 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,229 単位）						+107単位					
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健><看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 （ 885 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 960 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 1,053 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,128 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,202 単位）						+107単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1 （ 885 単位）						+107単位					
			要介護2 （ 960 単位）						+72単位					
			要介護3 （ 1,053 単位）						+52単位					
			要介護4 （ 1,128 単位）						+91単位					
			要介護5 （ 1,202 単位）						+107単位					
	(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型特別介護保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 （ 734 単位）						+81単位					
			要介護2 （ 808 単位）						+81単位					
			要介護3 （ 868 単位）						+23単位					
			要介護4 （ 918 単位）						+37単位					
			要介護5 （ 968 単位）						+37単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 747 単位）						+76単位					
			要介護2 （ 808 単位）						+81単位					
			要介護3 （ 868 単位）						+23単位					
			要介護4 （ 918 単位）						+37単位					
			要介護5 （ 968 単位）						+37単位					

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき600単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 160単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 160単位を加算）
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	（1日につき 820単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 850単位を加算）
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合	（1日につき 1,650単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 1,700単位を加算）

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) （1日につき 27単位を加算）
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) （1日につき 57単位を加算）
ハ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）
ニ 再入所時栄養連携加算 （※2）	（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) （※2）	住宅強化型の場合 （1回につき 450単位を加算）
	住宅強化型以外の場合 （1回につき 450単位を加算）
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) （※2）	住宅強化型の場合 （1回につき 480単位を加算）
	住宅強化型以外の場合 （1回につき 480単位を加算）
ト 退所時等支援等加算 （※2）	(1) 退所時等支援加算 （一）試行的退所時指導加算 （400単位）
	（二）退所時情報提供加算 （500単位）
	（三）退所前連携加算 （500単位）
	(2) 訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）
チ 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）
リ 在宅復帰支援機能加算 （※2）	（1月につき 300単位を加算）
ヌ 経口移行加算 （※2）	（1日につき 28単位を加算）
ル 経口維持加算(1月につき) （※2）	(1) 経口維持加算(Ⅰ) （400単位）
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) （100単位）
ヲ 口腔衛生管理体制加算 （※2）	（1月につき 30単位を加算）
ワ 口腔衛生管理加算 （※2）	（1月につき 90単位を加算）
カ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度)）
ヨ 在宅復帰支援機能加算	（療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）
タ 科学的介護推進体制加算（※2）	（入所者1人につき1回を限度として125単位を加算）
レ 緊急時施設療養費	（1）緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
	療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
	（2）特定治療
ソ 所定疾患施設療養費 （※2）	(1)所定疾患施設療養費(Ⅰ) （1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定）
	(2)所定疾患施設療養費(Ⅱ) （1月に1回7日を限度に、1日につき478単位を算定）
ツ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）
	療養型老健の場合 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）
ナ 認知症情報提供加算	（1回当たり 350単位を加算）
ラ 地域連携診療計画情報提供加算 （※2）	住宅強化型の場合 （入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）
	住宅強化型以外の場合 （入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）
ム 認知症チームケア加算（※2） （イ(1)、ロ(1)を算定する事業所のみ算定）	（1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度)）
ウ 栄養スクリーニング加算（※2）	（1月につき 10単位を加算）
ノ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1日につき 18単位を加算）
	（2）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき 12単位を加算）
	（3）サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 6単位を加算）
	（4）サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）
オ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×39／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×29／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×16／1000）
	（4）介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(3)の90／100）
	（5）介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （1月につき ＋(3)の80／100）

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。